

会計文書の役割

The Role of the Financial Statements

佐藤 利光 *
Toshimitu Sato

1. 問題の視点

会計は、企業で行われる経済諸活動をその観察対象としている。

具体的には企業の利益創造過程とその分配過程を対象としている。

とくに制度との関連で会計を論ずる場合、「……会計を観察する一方で、ドイツにおける社会的、経済的、法律的環境の展開に考慮する必要」⁽¹⁾があり、その環境が利益創造過程と分配過程を規定してくる。

そこで本稿は、ドイツにおける会計諸規定をとりあげ、利益創造過程の問題として GoB と「基準性」を取り上げ、分配過程として過度の債権者保護の観点からの配当規定を概観する。

2. 利益の分配に関する規定

年次決算書に関する諸規定が、分配可能額としての利益の決定に関わる。（利益分配機能： Gewinnverteilungsfunktion）

ここで決定された利益の額が出資者等の利益分配請求権の基準となる。⁽²⁾⁽³⁾

ドイツにおいて企業は様々な法形態（個人商人、商事組合、会社、協同組合等）のもとで展

開されている。⁽⁴⁾

以下で企業の形態別に利益分配に関する規定を概観してみる。

1) 商事組合（合名会社： OHG, 合資会社： KG, 有限合資会社： GmbH & Co.KG）
合名会社および合資会社の利益および損失の確定について、商法（HGB）はつぎのように規定している。

(1) 利益および損失に関する規定

合名会社：

§ 120（利益および損失）

(1) 「各経済年度末において、当該年度の利益および損失は年次貸借対照表に基づいて計算され、さらにそれを手掛かりにして各組合員の分け前が計算される。」

(2) 「組合員に支払うべき利益は組合員の出資持ち分に追加され、組合員に帰すべき損失は当該経済年度中に引き出された貨幣と同様にそこから控除される。」

合資会社：

§ 167（利益および損失）

(1) 「利益および損失の計算に関する § 120 の規定は有限責任組合員にも適用される。」

(2) 「ただし、有限責任組合員に支払うべき利益は承諾している出資金額に達していない場合に限り、出資持ち分に追加される。」

(3) 「有限責任組合員は、損失の場合、自己の出資額および未払出資額の金額まで責任を有する。」

以上のように合名会社 (OHG) および合資会社 (KG) にあっては、利益は年次貸借対照表に基づいて確定され、利益の分配は、合名会社の場合には組合員の無限責任の観点より出資金額の払込みが前提とされ、それを越えてはじめて利益の分配の可能性が生ずることになる。

他方、合資会社の場合には負担する責任が有限である組合員について、特に HGB はその § 167(3)で申し出ている出資額までの払込みを強制する。

つづいて、商法は分配（引き出し）限度額をつぎのように定めている。

(2) 分配（引出）に関する規定

合名会社

§ 122 (引き出し : Entnahmen)

(1) 「全ての組合員は組合 (Gesellschaftskasse) から直前経済年次で確定された自己の出資額の 4 パーセントと同等の額まで引き出すことの資格を有し、さらに明らかに組合に対し違法行為でない限り、上記の額を超過する前経済年次の利益についても自己の出資に関する支払いを請求する事ができる。」

(2) 「組合員は、その他、他の組合員の同意がなければ自己の出資を減らす権限を持たない。」

合資会社

§ 169 (利益の支払い)

(1) 「§ 122 は有限責任組合員には適用しない。この者は、自己に支払われるべき利益の支払いに対し単に権利を有するだけである。」

この者は、自己の出資額が損失により出資として支払われた金額と同額以下に減少している場合、あるいはこの支払いにより、この金額以下に減少すると見込まれる時は、利益の支払い

を請求する事はできない。」

(2) 「有限責任組合員は、その後に生ずる損失について既に収受した利益を返還する義務はない。」

ここでも合資会社における有限責任組合員に対しては、HGB § 122 の規定に従い、原則直前年次利益の 4 % の引き出権の適用はなく、利益の分配は常にその者の申し出た出資額との関連で決定されることとされている。

以上の規定より、利益の決定は HGB § 238 (帳簿記帳義務) に定める “正規の簿記の諸原則 (GoB)” 等にしたがって作成された年次貸借対照表から導かれ、OHG の組合員および KG の無限責任組合員にあっては、利益の発生は自己の出資額の増加を意味し、他方損失の発生時には自己出資額の減少を表す。

さらに、利益の引き出し限度額については、最低でも直前期末に確定している自己の出資額の 4 パーセントを、そして違法でない限り過年度で獲得された利益で 4 パーセントを越えて留保されている部分に対しても、自己の出資額を減少させない範囲で引き出しが許される。

しかし、KG の有限責任組合員にあっては、自己の出資が完全に履行されており、かつ KG 自体が利益を獲得した場合にのみ利益の支払いが実行される。

また、この者に対しては一度収受した利益は返還を要しない。

これら引出限度額に関して、無限責任組合員と有限責任組合員との違いはこの経営組織の法律形態の中にある。つまり、組合 (Gesellschaft) という名称を用いて事業の主体として法律行為を行うことは可能であるが、その法律上の性格は法人格を備えていない。したがって、前者にあっては、組合に対する債務は直接的にしかも無限に負うこととなる。

一方、後者にあっては資本提供者としての法律上の地位にとどまり利益の分配に参加するだけである。

2) 会社 (株式会社 : AG, 株式合資会社 : KGaA, 有限責任会社 : GmbH)

これらの会社にあっては会社自体が有する資産だけが債権者に対する唯一の担保である。

したがって、ここでの分配機能の任務は保証された利子および資本の払戻の権利をもたない債権者リスクの“合理的なレベル”に制限されている。

このことの背後には過去の“詐欺の助長”および“会社の崩壊”等があり、ドイツ経済システムにおける信用による資金調達および銀行の重要性の観点から、“債権者の保護”が、とりわけ主要な問題となっている。

したがって、“債権者の保護”は会社法の主要な目的となり、多くの規定を設けるにいたっている。⁽⁵⁾

以下で債権者保護規定および利益処分規定について GmbH と AG を比較しつつ検討していく。

(1) 債権者保護に関する規定

いかなる者も出資義務より開放されない諸規定について、GmbHG（有限会社法）⁽⁶⁾ はつぎのように定めている。

§ 9 (現物出資の過大評価)

(1) 「現物出資の価値が、商業登記簿への会社の設立登記申請時において、現物出資により引き受けた基本出資の額に達していない場合には、その社員はその不足額を金銭をもって出捐しなければならない。」

(2) 「会社の請求権は商業登記簿への会社の登記時点より 5 年で時効により消滅する。」

§ 9 a (発起人の責任)

(1) 「会社設立の目的をもって不正の表示をした場合、社員と取締役は連帯して会社に対し不足している払込をし、設立費用に該当しない支出を補填し、その他発生した損害を賠償しなければならない。」

(2) 「会社が、社員の故意または重過失に基づく出資または設立費用の出捐により被害を被った時は、会社員は会社に対して連帯してその損害を賠償する責任を負う。」

(3) 「社員または取締役は、社員または取締役が賠償義務を理由づける事実を知らず、または通常商人がなす注意を払ってもなお知り得なかった場合には、この義務を脱がれる。」

(4) 「社員の名をもって自己の計算において基本出資を引き受けた第三者も、社員とならんで同様に責任を負う。この第三者は、第三者の計算において取引した社員が知らずまたは通常商人がなす注意を払ってもなお知り得なかった事情があることをもって自らが善意であるとはいえない。」

§ 9 b (責任免除と時効)

条文省略

§ 19 (基本出資の履行)

(2) 「社員は出資履行を免れないものとする。

会社の請求に対する相殺は許されない。現物出資の対象については、これと係わりのない債権を理由に留置権を主張することはできない。同様にAKtG（株式法）⁽⁷⁾ ではつぎのように規定されている。

§ 36 a (出資の履行)

(1) 「払込請求額（§ 36. Abs. 2）は、金銭による場合には少なくとも額面金額の四分の一をまた額面金額よりも高い金額をもってする株式の発行の場合にはその超過額をも含んでいることを要する。」

(2) 「現物出資は完全に履行されなければならない。財産対象物を会社に移転するという義務の中で現物出資がなされる場合、この履行は商業登記簿への会社の登記後 5 年以内に行わなければならない。」

その価値は、額面金額に、また額面金額よりも高い金額をもってする株式の発行の場合には、その超過額に相当しなければならない。」

§ 54 (株主の主たる義務)

(1) 「出資の履行についての株主の義務は、株式の額面金額またはそれより高い発行価額により制限される。」

(2) 「定款に現物出資が定められない限り、株主は株式の額面金額またはそれより高い発行額を払い込まなければならない。」

(3) 省略

§ 65 (前者の支払い義務)

(1) 「排除された株主の各前者であって株主名簿に記載されたものは、未払いの金額がその後者から得られない限り、その支払いにつき会社に義務を負う。会社は、従前の株主への支払催告につき、その直接の前者に通知しなければならない。支払催告および前者への通知後1月内に支払が到着しない時は、支払は得られないものと推定される。未払の金額支払に対して新券が引き渡される。」

(2) および(3)省略

以上の規定より有限責任会社および株式会社にあって、出資者あるいは株主には会社の登記の中で宣言された出資金の支払いが強制される。

また、GmbH § 30(1)「基本出資の維持」およびAktG § 57「出資の返還禁止・利息付禁止」では払込出資金の返還禁止が規定されている。

ここで、実質的には払込出資金の返還と理解される自己持分および自己株式の取得について言及したい。

GmbH はつぎの場合に自己の持分の取得を認めている。

1. 持分に対する全ての出資が完全に支払われていること。
2. この支払は、基本資本金を示す資産を越えて存在する資産からなされ、かつ会社は、持分資本および法律あるいは会社の定款のいずれかにより固定されている特定準備金を減ずることなく、取得原価額で、当該持分を取得するための準備金を設定する事ができる。

また、この準備金は出資者への分配に対して適用されない。(§ 33(2))

他方 AktG ではつぎのように規定している。AG (株式会社) にあっては、次の場合に限り株式を取得できる。

それは少なくとも、以下の条件のうち一つが満たされている場合である。

1. 会社に対する重大な損害を防ぐため。
2. 会社の社員に株式を提供するため。
3. 株主に補償する時。
4. その取得が無償である時。
5. 包括的権利継承によるとき。
6. 資本の減少に関する規定による消却。

(§ 71(1))

したがって、これ以外のいかなる状況においても自己株式の取得は禁止される。

また、上記1. 2および3にあっては取得された自己株式の額面価額の総額が、当該会社がすでに所有している自己株式に追加される場合には、株式資本金 (share capital) の10パーセントを越えてはならない。

さらに、会社はその株式資本金あるいは資本準備金を減ずることなく、自己株式取得のための準備金を設定しなければならない。

(§ 71(2))

このように会社 (AG.GmbH 等) にあっては“債権者の保護”の観点より債権者に対する担保としての基本財産を減ずることはいかなる場合でも許されない。したがって自己の持分あるいは自己株式を取得する場合にもその事由を限定した上で、しかも基本財産を浸食することのない状態においてのみこれを認めているのである。

上述したように、利益の処分の対象にとならない部分、つまり維持されるべき資本を“債権者のリスク”的なレベルに規定している。

つぎに GmbH および AktG における利益処分規定をみていこう。

(2) 利益処分に関する規定

GmbH の利益処分規定はつぎのとおりである。

§ 42. (2) (年次決算書と営業報告書)

「社員は、会計年度終了後8箇月以内に、また小会社（HGB § 267(1)）にあっては11箇月以内に、年次決算書の確認と利益処分案を議決しなければならない。定款をもってこの期間を延長することはできない。年次決算書については、その確認の際、その作成に適用される規定を適用する。」

§ 46（社員総会決議の対象）

「下記の事項は社員が決定するところによる。

1. 年次貸借対照表の確定と利益処分」

§ 29（利益処分と利益配当）

(1) 「社員は、繰越利益を加算し、繰越損失を減額して得た毎年の総利益を、それが法律、定款もしくは第2項の決議によりまたは利益処分決議により別の用途に充てるため、社員に配当し得ない場合でない限り、請求する権利を有する。貸借対照表が、利益の一部を除外して作成され、または準備金が取り崩された場合には、社員は第1文の定めにかかわらず貸借対照表上の利益の分配を請求する権利を有する。」

(2) 「定款に別段の定めがない限り、社員は利益

を、利益処分の決議において、利益準備金として積立または繰越利益とすることができる。」

このように GmbHG にあっては利益処分に関する規定は少なく、会社の出資者は利益の処分と留保に関して独占的な権限をもっている。ただし、この権限も必要であれば、会社の定款により制限される。⁽⁸⁾

一方、株式会社の場合は多少複雑となっている。

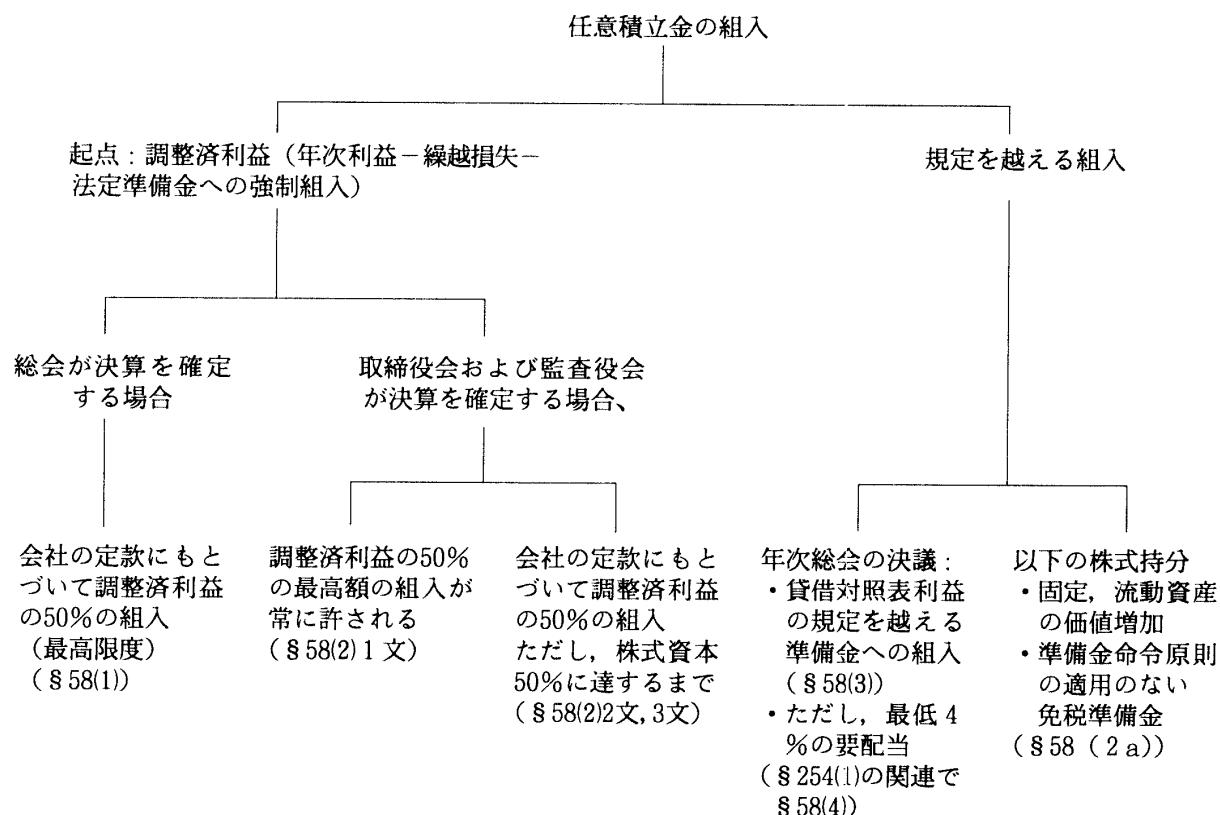
株式会社にあっては、株主の権利は法律ならびに取締役会および監査役会の権限により制限される。

AKtG の利益処分規定は以下のとおりである。

株式会社は、AKtG § 150（法定準備金）の規定により貸借対照表上の利益のうちから法定準備金を積み立てなければならない。

この法定準備金には年次利益（すべての繰越損失を控除した後の）の5パーセントが、法定準備金と資本準備金の合計額が株式資本金の10パーセント（あるいは定款で定められたこれより高い割合に達するまで）に達するまで組み入

AKtG § 58に基づく利益処分（表1）



れられなければならない。

したがって、利益準備金（法定準備金）に組み入れられた後の年次利益が AKtG § 58（年次剩余金の処分）の規定にしたがう分配の基準となる。この場合まず二つのケースに区分される。（表1参照）⁽⁹⁾

1. 株主総会が年次決算書を確定する場合、この場合取締役会および監査役会は利益処分についての権限を持たない。

ここでは、定款が年次利益を任意積立金（法定ではない）に積み立てなければならぬことを定めることができる。

この規定により、最高で年次利益の2分の1を任意積立金として積み立てができる。（§ 58(1)）

2. 取締役会および監査役会が年次決算書を確定する場合（通常のケース）、ここでは会社はその定款で財務目的のために年次利益の2分の1を越えない金額を任意積立金に積み立てができる。（§ 58(2) 1文）この§ 58(2)は定款に特別の規定がなければ、株主は年次利益の2分の1に接近することができると解釈できる。

そのため経営者（management）は、「慎重な会計（prudent accounting）を理由に定款に特別規定を設け、年次利益の100パーセントまで任意積立金に組み入れることを可能にしてしまう。

ただし、これらの規定は任意積立金が株式資本の2分の1を越えている場合にはその効力を失う。（§ 58(2)）

また、定款あるいはまた経営者の力により可能性があるときは、株主総会は留保されている利益（Bilanzgewinn）から規定を越える金額が任意積立金に組み入れられるべきであることを決議することができる。そして、その残余が、配当または利益の繰越として処分される。

（§ 58(3)）

以上の規定から明らかなように株主の利益配当請求権は定款あるいはAKtGにより多くの

制約を受けており、既に計上されている他の利益準備金の処分についても、年次決算書が取締役会および監査役会で確定される通常のケースでは、株主総会の権限は制限されている。

このように株主の権利を制限し、資本の維持を図ろうとする法の態度について従来から法律家および経営経済学者の間で多くの論争があった。

ドイツの法律制度は、この所有と経営の対立、すなわち利益処分の取扱いについて様々な方法で調整を図ってきている。

たとえば、1897年のHGBにおいては株主総会だけが年次決算書の確定と利益処分に関する責任を負っていた。

1937年のAKtGでは経営者（management）が通常の方法で年次決算書を採択し、法律に明定されている準備金への組入れの制限を受けることなく利益準備金を設けるという権限を経営者に与えていたのである。

そして1965年のAKtGは配当に対する株主の関心と留保に対する取締役会と監査役会の利害との間で合理的なバランスを図るという政府の企てを表現したものと見なされているのである。⁽¹⁰⁾

この1965年のAKtGに対し、その擁護者たちは、これは対立する両者の折衷であることを主張している。⁽¹¹⁾

つまり、株主が自己の提供した資金が獲得した利益に対し請求権をもつということに論争の余地はなく、利益を企業に留保するか否かの決定を株主から取り上げることは容認しがたいこと。⁽¹²⁾

この一方で、統治機関としての取締役会および企業の統制と助言の器官（Organ）としての監査役会がその責任として準備金の設定を経営意思決定することは誤りではないこと。

以上のような折衷論擁護に対し、つぎのような批判がなされている。「……十分な配慮が株主の利害に対して与えられていない。」と。⁽¹³⁾

つまり獲得された利益の分配は資本の拠出に対する当然の報酬であり、投資家の自己の利害

の追求は富の創造と分配という社会の目的を促進させるものである。

しかも投資家は自己の利害を追求する中で最も高いリターンが得られるところに投資することが仮定され、この関係は市場の力（market forces）により決定される。

市場における損益の報告が経営者をして最も効果的な経済的行動を起こさせることである。

この点において、投資家と企業との間に違いはない。

以上のような批判はあるものの現在のドイツの法律は、「……株主が重要であるという見解にまで達していない。」と指摘される。⁽¹⁴⁾

このことは株主、債権者そして従業員の間の利害をどのような釣り合いのものにするかという利害関係にそのおおくを依存しているからである。

なお、上述された物的（資本）会社の“債権者保護”の視点、つまり1) 利益の流用の制限、2) 資本拠出額の払戻禁止、3) 自己株式（出資）取得の制限および4) 拠出（出資）の義務と各条文規定との概要が人的会社の概要とともに巻末において表1でスケッチされている。

3. 年度決算書と税計算

ここでは、上述した“過度の債権者保護”つまり過度の資本維持と並んで配当可能額を減少せしめる税規定に依存すると指摘される年次決算書を取り上げる。

「国際社会において、ドイツの決算書がより税指向といわれる場合、その言及は“逆基準性原則（umgekehrte Massgeblichkeit）と連邦財政裁判所（Bundesfinanzhof:BHF）の特別な役割を原因とする特に密接な関係からなされていると言われている。」⁽¹⁵⁾

しかし、海外の関係会社との連結決算書においては証券市場の動向を考慮して、利益の計算にあっては税の影響は弱められていると指摘される。

したがって年次利益の計算と課税利益の計算

との密接な関係は特に個別企業の問題となる。

1) 基準性原則 (Massgeblichkeitsprinzip)

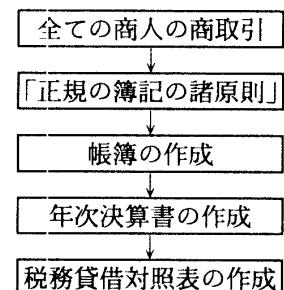
ここで基準性 (Massgeblichkeit) とは、周知のように税務貸借対照表が商事貸借対照表に基づいて作成されることを意味する。

つまり、これは「ドイツの税法には独立の税務貸借対照表という概念はない。したがって、企業者は税務貸借対照表を個別に作成する義務も負っていない。そうではなくて、企業者は税法規定を遵守して修正を加えた商事貸借対照表を税務署に提出するだけでよいのである。」⁽¹⁶⁾と理解されている。

さらに、商法 (HGB) はすべての商人に対して帳簿の記帳を義務付けている。

すなわち、HGB § 238(1)は「全ての商人は、帳簿を記帳し、かつ帳簿上に自己の商取引および財産状態を正規の簿記の諸原則に従って明瞭に記載する義務を負う。」と定めている。

いま税務貸借対照表の作成過程を示せばつぎのとおりである。



基準性原則の出発点は商人の納税義務にあると考えられる。

すなわち、「基準性原則 (Massgeblichkeitprinzip) は正規の簿記の諸原則 (GoB) に基づいて作成された年次決算書が税計算のための権威ある基準を作成することを意味している。

課税利益の計算は、GoB に従がい作成された年次決算書の中で報告された資産及び負債に準拠しなければならない。」⁽¹⁷⁾と。

この基準性原則はつぎのような現象を形成する。

第一に、この準拠原則だけが税目的に対して権威を与えていていること。

第二に、この基本原則は、理論的でないこと。
(抽象的基準性原則と呼ばれる。)

そして、この基準性原則が、適用可能である場合、年次決算書からの特別な評価が税計算の中で使用されなければならない。(具体的基準性原則と呼ばれる。)

HGB の会計諸規定は、その目的として、その所有者たちに分配できる利益の報告ということを規定している。

一方、課税利益計算の目的に対しても、その計算は、引き出し可能な額からなされなければならない。所得の源泉が維持されるべきであるということは所有者と国家の両者の利害である。

従って、この両者は、高い可能性をもって貨幣で実現すると期待される利益の保守的な見積額に一致する。

また両者の密接な関係は、会計を簡素化するために役立つという事実によっても正当化される。

第三に、所得の純財産増加説は、その構成および内容においても、年次決算書における利益の計算と一致する。⁽¹⁸⁾

なお、HGB においてはひとつの条文をもって「利益概念」を規定せず「一般評価規定」(HGB §§242-245) および「評価規定」(§§252-256) により年次決算書の構成要素である「財産対象物」および「負債」を評価することにより間接的に規定していると考えられる。

基準性原則がこのような現象を作り出す一方で、ドイツではこの基準性原則の存在の故、資産の時価評価に関する情報を開示する方向に向かわなかったと指摘される。

また、最近の論点では基準性原則は考慮に値するもう一つの側面を持っていると指摘される。

それは財政当局のに対する制約の効果である。

つまり、基準性原則のために彼等は短期の財務事由を理由に「所得」の定義を変えることはできないということである。⁽¹⁹⁾

2) 逆基準性原則 (umgekehrte Massgeblichkeitssprinzip)

ここで逆基準性 (umgekehrte Massgeblichkeit) とは、「商事貸借対照表が税務貸借対照表を作成する際の基準となると同時に、税務上の評価によって商事貸借対照表の内容が規定されるという逆の関係」を意味する。⁽²⁰⁾

この逆基準性の根拠とされるのは所得税法 § 5 (1) 2 文である。すなわち、

§ 5 (1) 「法律規定に基づき帳簿を記帳しつ定期的に決算書を作成する義務を負う営業者、またはかかる義務を負うことなく帳簿を作成する営業者にあっては、経済年度末に商法上の正規の簿記の諸原則にしたがって表示されなければならない経営財産を計上しなければならない (§ 4 Abs.1 Satz1) (1 文)。利益算定時の税法上の選択権は商法上の年度貸借対照表と一致して行使されなければならない (2 文)。」

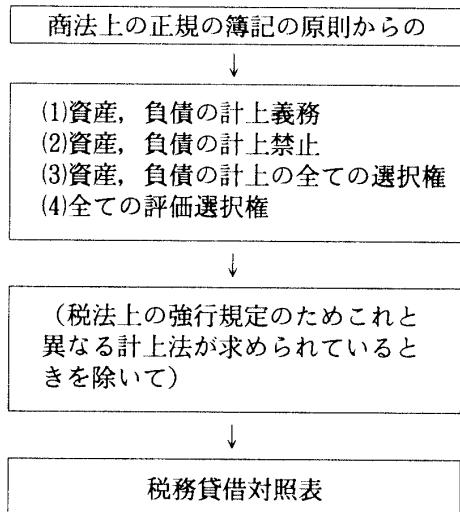
§ 5 は次のように解釈される。「所得税法第 5 条第 1 項に掲げる正規の簿記の原則がかかわるのは貸借対照表計上およびその金額である。すなわち、その原則は、一方でどのように資産および負債を貸借対照表に計上しなければならないか、計上が許されるかそしてまた計上が禁止されるかを定め、他方で貸借対照表に計上された資産及び負債をどのように評価しなければならないか、そしてまたどのような評価選択権を利用できるかを規定する。」と。⁽²¹⁾

これを簡単に図示すれば次頁のようになる。

連邦財政裁判所 (BFH) の大部 (Gross Senat) は、1968年 2 月 3 日の決定で、税務貸借対照表に対する商事貸借対照表の基準性の原則が適用されるのは、商法上の資産・負債計上義務および禁止 (上図の(1)(2)に対してだけであって、商法上の資産・負債計上選択権には適用されない) という見解を主張した。

また、その根拠として連邦財政裁判所が述べるところによると、税務上の利益決定は利益を完全に把握しようとするものであるから、商法上計上が許されるのに経済財を資産に計上しな

(厳密な適用)



いこと、また商法上計上義務がないのに貸方項目を負債に計上することを通じて経営の収益状況を実際より悪いように示すことは、これを経営の自由裁量にゆだねることはできないというのである。⁽²²⁾

しかし、税の特権は減価償却費あるいは免税積立金が決算書においても計上されている場合のみ享受される。すなわち、評価の特別規定（個人事業主および商事組合：HGB § 254、会社：HGB:279）は GoB に反するこの取扱が決算書において認められることを保証している。

以上が逆基準性の概観である。⁽²³⁾

つづいてこの「逆基準性」が作り出す状況について言及したい。

このことにより、年次決算書を作成する過程で、納税者は課税の結論を考慮し、そして利益の保守的な計算へと傾く傾向にある。

また、この中で納税者が会社である場合、分配する必要のない積立金を創造することを可能にする。

さらに追加的な選択権の行使が所得の平準化および配当政策を促進するため、経営者にとって好ましいものと指摘されている。

とくに上述したように株主が通常利益の50%以上の配当を主張することができる株主総会の場合には当てはまるであろう。（AKtG § 58(1)）

しかし、この基準の本来の趣旨は納税者をし

て税の利便性を分け与えるのではなく、その軽減された部分を事業に再投資させることにあると指摘される。⁽²⁴⁾

今後の展開の中で、国際的な規模で事業を行う会社にあってこの不自然な逆基準性原則のために、誤った情報の不利益を感じ始めている。したがって彼等の多くがその集団の決算書からこの基準を排除するだろうことが予測されている。⁽²⁵⁾

4. まとめ

本稿では、会計文書（貸借対照表、損益計算書、附属説明書）に関する諸規定が分配機能としてどのようにして配当を規制しているかについて、経営組織形態別（個人会社および資本会社）にその具体的規定を挙げて概観した。（巻末表1）

そこからは、個人企業の場合の無限の直接責任に対する過大とも言えるほどの規制が明らかとなる。

そこでは有限責任社員の権限が保護されていない。この企業形態（OHG, KG および GmbH & Co.KG）は全企業数の約30%であり、とくに GmbH & Co.KG のそれは23.9%である。したがって、直接のしかも無限責任を負うこの企業形態の存在理由は主に所得税における有利性にあると指摘される。^{(26) (27)}

他方、資本会社にあっては、基準性の無理な適用により、利益を過度の保守額にとどめそれに基づく利益の平準化および配当政策が行われる。（巻末表2）

以上の概観からは、逆基準性にもとづいて作成された会計文書が証券市場の展開により全体として間接金融から直接金融に移行する中で情報の不利益を被ることになると推論される。

（本論文は筆者が1995年10月から1996年3月の間、明治大学に国内研修の機会を与えられ、そのレポートとして（財）私学研修福祉会に提出したものに加筆修正を加えたものである。）

注

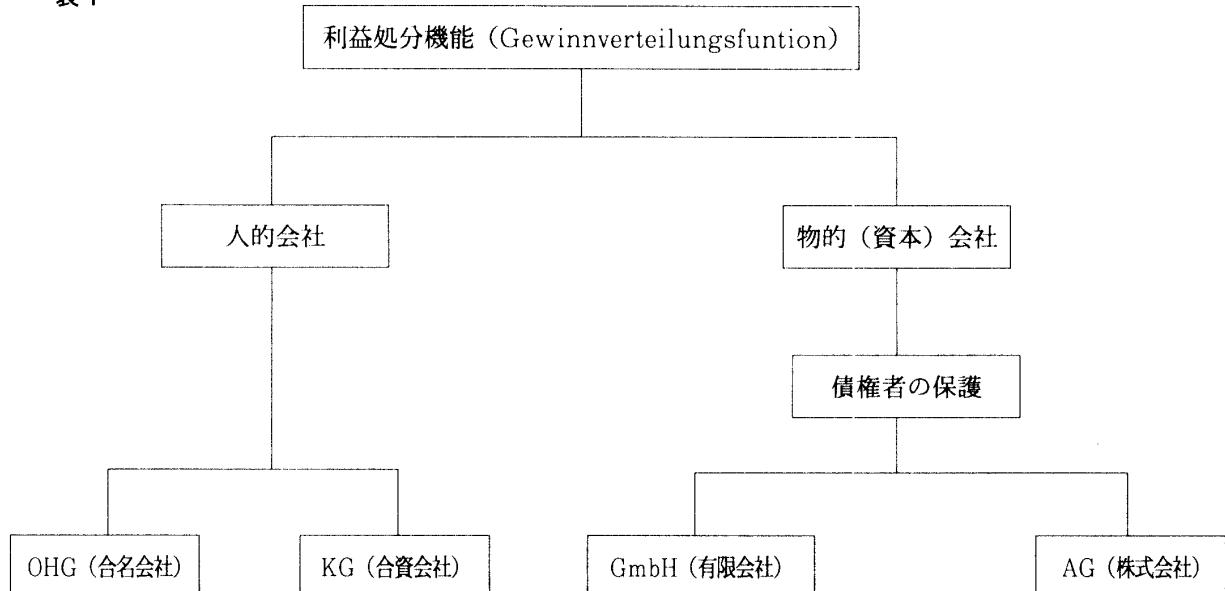
- (1) 「ドイツにおける財務会計」 W. ブッセフォン コルベ, 尾畠 裕訳『会計』第141巻第2号 (1992年2月)
- (2) 条文については,
Becksch Textausgaben HGB, Verlag C.H. Beck. MÜNCHEN. 1995, Peltzer. Doyle. Allen. Handelsgesetzbuch. Deutsch-englische Textausgabe Verlag Dr.Ottoschmidt Köln 1995, W.フレーリックス・宮上一男監修「現代ドイツ商法典」を参照した。以下同じ。
- (3) Dieter Ordelheide and Dieter Pfaff. Eupopean Financial Reporting.1994. p.72
- (4) Dieter and Pfaff.pp.23-28,拙稿「ドイツにおける経営組織の形態と課税について」,「経理知識」明治大学経理研究所, 第74号pp.28-30を参照願いたい。
- (5) Ordelheide and Pfaff.p.72
- (6) 有限会社法 (GmbH) については(2)の他に, 柏木邦良著「条解・ドイツ有限会社法」を参照し, 条文の引用をしている。
- (7) 会社法 (AktG) については(2)の他に「西独株式法」, 慶應大学商法研究会編を参照
- (8) Ordelheide and Pfaff.p.73
- (9) Ordelheide and Pfaff.p.74
- (10)(11) Drdelheide and Pfaff.p.75
- (12) Wilhelmi.H,(1965) "Das neue Aktiengesetz 1, Aktiengesellschaft,pp.153-5より引用
- (13)(14) Ordelheide and Pfaff.p.76
- (15) Ordelheide and Pfaff.p.79
- (16) 黒田全紀編著「ドイツ財務会計の論点」同文館, p.91, Wöhe Günter「ドイツにおける税法利益決定と商法会計報告に対するその影響」
- (17)(18)(19) Ordelheide and Pfaff.p.80
- (20) 鈴木義夫著「ドイツ評価法の改正と動態論の機能変化」『会計』第148巻第6号 (1995年12月) p.115
- (21)(22) 黒田全紀編著, 前掲書p.91
- (23)(24) Ordelheide and Pfaff.p.81
- (25) Ordelheide and Pfaff.p.82
- (26) 拙稿, 前掲書第74号p.34を参照願いたい。
- (27) 黒田全紀編著, 前掲書p.33 注37

参考文献

- 『JICPA ジャーナル』 Vol.8, No.2, 1996
 同Vol.8, No.6, 1996
- 『産業経理』 Vol.55, No.3, 1995
 同 Vol.47, No.9, 1995
 同 Vol.48, No.3, 1996
- 「租税事実認定」 -その理論と所得税・法人税, 税務経理協会, 1988年12月
- 「西独株式法」, 慶應義塾大学商法研究会訳, 昭和44年3月
- 金子 宏著「租税法」, 弘文堂, 昭和51年
- W. フレーリックス, 宮上一男監修「現代ドイツ商法典」, 森山書店, 1992年5月
- 鈴木義夫著「コンツェルン会計制度論」, 森山書店, 1992年10月
- 同「現代ドイツ会計学」, 森山書店, 1994年8月
- 遠藤一久著「現代の会計」, 森山書店, 1994年12月
- 千葉修身著「現代ドイツ原価計算制度論」, 1996年4月
- 佐藤誠二著「現代会計の構図」, 森山書店, 1993年5月
- マークス・ルッター, 木下宣彦編著「日独会社法の展開」, 中央大学出版部, 昭和63年5月
- 松本 剛著「ドイツ商法会計用語辞典」, 森山書店, 1990年3月
- W. フレーリックス, 大阪産業大学会計研究室訳「現代の会計制度」第一巻商法編, 森山書店, 1986年3月
- 同 第二巻税法編, 森山書店, 1987年7月
- 黒田全紀著「ドイツ財務会計の論点」同文館, 平成5年7月
- 安藤英義著「商法会計制度論」, 国元書房, 昭和60年5月
- 北野弘久編「現代税法辞典」, 中央経済社, 平成5年6月
- 小林健吾著「日本会計制度発達史」, 東京経済情報出版, 1994年1月
- 浅羽二郎著「財務報告論の基調」, 森山書店, 1994年3月
- Hrsg. Jorg Baetge. Die deutsche Rechnungslegung vor dem Hintergrund internation-

aler Entwicklungen, IDW. Verlag GmbH
Düsseldorf. 1994

表 1



HGB § 120	利益および損失	HGB § 167	GmbHG § 42a(2)	1) 利益の流用の制限	AKtG § 150
§ 121	利益および損失の処分	§ 168	§ 46Nr.1	2) 資本拠出額の払戻禁止	§ 58(1), (2), (3), (4)
§ 122	利益の引き出し	§ 169	§ 29(1)	3) 自己株式（出資）取得の制限	§ 71(1), (2)
			§ 30(1)	4) 拠出（出資）の義務	§ 36a, S 54, S 65
			§ 33(1) (2)		
			§ 9.9a, 9b § 19(1)		

表 2

